

上田市中心企業・小規模企業振興条例【逐条解説】

前 文

上田市は、菅平高原や美ヶ原高原、里山の緑に溢れ、千曲川の清流に育まれた自然豊かな地域であり、数多くの歴史的文化遺産や特色ある伝統行事、由緒ある温泉など、個性が際立つ豊富な地域資源を有している。

奈良時代には信濃国分寺が置かれ、この地が政治・経済・文化の中心であったといわれており、戦国時代には真田氏が発祥し、城下町が形成された。明治期以降は養蚕業の発展とともに全国有数の蚕種の生産地となり、日本の蚕糸業を支える「蚕都」として隆盛を極めた。

蚕糸業や戦時中の疎開企業により培われた技術的基盤や進取の精神は、現在、機械金属加工、輸送関連機器や精密電気機器などに受け継がれ、製造業を中心に、商業、工業、農業及び観光といった産業のバランスのとれた都市として着実な発展を遂げてきており、大学等による人材育成や産学官金連携の取組も盛んに行われている。

この発展を支えてきたのが地域の中小企業及び小規模企業であり、地域に根差したさまざまな事業活動により、優れた製品やサービスの提供、雇用の創出とともに、地域行事への参加や教育面における貢献など、地域経済やまちづくりを牽引する大きな役割を果たしている。

今後、人口減少が進む中で、地域が持続的発展を遂げていくためには、中小企業及び小規模企業が、経済や社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、個々の強みを発揮して付加価値を向上させ、未来を切り開いていくことが重要である。また、市民生活の基盤となる雇用や安定した所得を生み出し、この地域に住んで良かったという「生きがい」、「豊かさ」を創造する地域づくりのためには、中小企業及び小規模企業の活躍が不可欠である。

このため、中小企業者及び小規模企業者による経営の改善及び向上に向けた自主的な努力を促し、持てる力を存分に発揮できるよう、行政、中小企業関係団体等、大企業者、教育機関等、金融機関等及び市民が中小企業及び小規模企業の重要性を共有し、連携・協力して支援を行うことが必要である。

ここに、中小企業及び小規模企業の振興を市政の重要課題として位置付け、地域社会が一体となって取り組むため、この条例を制定する。

【解説】

前文は、この条例を制定する背景、趣旨とともに、市内事業者の99パーセント以上を占める中小企業及び小規模企業の果たしている役割や重要性、中小企業及び小規模企業の振興の必要性といった条例全体の考え方を示すものです。

まず、上田市が発展してきた経緯と、その発展が大企業のみならず、個性豊かな多くの中小企業及び小規模企業の協力によってもたらされたものであることについて述べています。

次に、人口減少に伴う人材・後継者不足やグローバル化、IoT・AI等の技術革新の進展、SDGsなど持続可能な社会を目指す動きなどにより経営環境が刻々と変化していく中で、本市が今後も発展していくためには、意欲ある中小企業者及び小規模企業者の積極的な事業活動が求められており、そのためには中小企業及び小規模企業に関係する全ての者が連携・協力する必要があることについて述べています。

また、中小企業及び小規模企業が様々な事業に取り組み成長することは、単に経済発展のみならず、地域の発展や市民生活の向上につながるものであるとの理解の下に、中小企業及び小規模企業を取り巻く全ての者が一体となって、中小企業及び小規模企業の振興に取り組む決意を宣言します。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業（小規模企業を含む。以下同じ。）の振興について、基本理念を定め、市の責務、中小企業者の努力等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

目的規定は、一見して条例の内容を理解・推測することが出来るよう、条例制定の趣旨・目的を簡潔に表現したものです。

この条例は、中小企業（小規模企業を含む。以下同じ。）の振興の基本となる事項を定め、総合的に取組を進めていくことにより、社会構造の変化・変革に対応した産業集積（工業・農業・サービス業等）を維持し、その発展を促進し、本市経済の持続的な発展と市民生活の向上につなげていくことを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業者のうち、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業関係団体等 商工会議所、商工会、長野県中小企業団体中央会、商店街振興組合その他の中小企業の支援を行う団体及び一般財団法人浅間リサーチエクステンションセンターをいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者（金融機関等を除く。）で、市内において事業活動を行うものをいう。
- (5) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成する機関をいう。
- (6) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関及び長野県信用保証協会をいう。
- (7) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

【解説】

この条例において使用する用語のうち、その意味を明確にしておく必要があるものについて

説明しています。

第1号の「中小企業者」、第2号の「小規模企業者」の範囲は、次の表のとおりです。また、「中小企業者」は「小規模企業者」を含む概念です。

なお、この条例では、個々の経営体について述べる場合は「中小企業者」、中小企業全体をいう場合は「中小企業」というように、「者」の有無で使い分けています。

※ 中小企業者及び小規模企業者の定義

業種分類	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資金の額又は 出資額の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種 (②～④を除く。)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
④サービス業		100人以下	5人以下

第3号「中小企業関係団体等」とは、商工会議所、商工会、長野県中小企業団体中央会、商店街振興組合及びこれらに準ずる団体で、中小企業の支援を行う幅広い団体並びに一般財団法人浅間リサーチエクステンションセンターを指します。

【参考】

○ 商工会議所法（昭和22年法律第26号）

（法律の目的）

第1条 この法律は、国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与するために、商工会議所及び日本商工会議所の組織及び運営について定めることを目的とする。

（目的）

第3条 商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。

○ 商工会法（昭和35年法律第89号）

（法律の目的）

第1条 この法律は、主として町村における商工業の総合的な改善発達を図る等のための組織として商工会及び商工会連合会を設け、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（目的）

第3条 商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。

○ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）

（種類）

第70条 中小企業団体中央会は、都道府県中小企業団体中央会（以下「都道府県中央会」という。）及び全国中小企業団体中央会とする。

（都道府県中央会）

第74条 都道府県中央会は、次の事業を行うものとする。

- (1) 組合、協同組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下「組合等」という。）の組織、事業及び運営の指導並びに連絡
- (2) 組合等の監査
- (3) 組合等に関する教育及び情報の提供
- (4) 組合等に関する調査及び研究
- (5) 組合等の事業に関する展示会、見本市等の開催又はあつせん
- (6) 前各号の事業のほか、組合等及び中小企業の健全な発展を図るために必要な事業

○ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）

（法律の目的）

第1条 この法律は、中小企業者その他の者が協同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者とその営む事業の改善発達を図るために必要な組織を設けることができるようにすることにより、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（中小企業団体の種類）

第3条

2 この法律による中小企業団体中央会は、次に掲げるものとする。

- (1) 都道府県中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業団体中央会

第5号の「教育機関等」とは、学校教育法第1条に規定する学校のほか、職業に必要な能力を育成する機関（長野県立工科短大、上田地域高等職業訓練センター等）を指します。

【参考】

○ 学校教育法

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第7号の「市民」は、市内に居住する者のみならず、市内にある事業所に通勤する人や学校に通学する人を指します。本市に関係する多くの皆様に、様々な形で中小企業の振興に協力していただくために、「市民」の範囲を広くとらえることとしています。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者による経営基盤の強化及び経営の革新を図るための創意工夫と自主的な努力を促進することを基本として推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業者が多様な分野における特色ある事業活動を通じて、地域の経済及び雇用を支え、市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行われなければならない。

3 中小企業の振興は、市、国、県、中小企業者、中小企業関係団体等、大企業者、教育機関等及び金融機関等が相互に連携及び協力するとともに、市民の協力を得て推進されなければならない。

4 小規模企業の振興は、小規模企業者の経営の規模及び形態を踏まえ、その経営資源の有効な活用が図られるとともに、多様な主体との連携及び協力により、その事業の持続的な発展につながるよう推進されなければならない。

【解説】

条例で定める中小企業振興の基本的な考え方を定めています。

第1項では、中小企業基本法に規定する基本理念に鑑み、中小企業の多様で活力ある発展に向け、中小企業者自らが積極的に新事業を切り拓くような努力をすることを前提とし、創意工夫と経営の向上に対する主体的な努力を促進するような取り組みが重要であることを示しています。

第2項では、中小企業の振興に関わる全ての者が、「中小企業者及び小規模企業者は多様な事業活動を通じて地域経済の発展に寄与し、雇用の場を創出するなど、市民生活の向上に大きく貢献する重要な存在である」ことを関係者が共通認識することが重要であることを示しています。

第3項では、中小企業の振興に関わる全ての者が、それぞれの立場・役割について相互に理解を深め、連携・協力して中小企業の振興に取り組むことが重要であることを示しています。

第4項では、小規模企業振興基本法に規定する基本原則に鑑み、小規模企業者が本市において地域社会の担い手として重要な役割を担っているにも関わらず、「ヒト」「カネ」「モノ」「情報」などの経営資源の確保が困難であることが多いことに配慮し、必要な措置を講ずることとします。

【参考】

○ 中小企業基本法

(基本理念)

第3条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就

業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

- 2 中小企業の多様で活力ある成長発展に当たっては、小規模企業が、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に発揮されなければならない。

○ 小規模企業振興基本法

(基本原則)

第3条 小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、若しくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、又は地域の産業構造が変化する中で、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮又は自立的で個性豊かな地域社会の形成において小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展が図られることを旨として、行われなければならない。

第4条 小規模企業の振興に当たっては、小企業者がその経営資源を有効に活用し、その活力の向上が図られ、その円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、産業構造を踏まえた上で中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、中小企業の振興に関する施策の推進に当たっては、必要な情報の収集及び提供を行うとともに、中小企業者、中小企業関係団体等、大企業者、教育機関等及び金融機関等の連携が積極的に行われるよう努めるものとする。

- 3 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に配慮するものとする。

【解説】

第1項では、市は、基本理念に基づき、中小企業を取り巻く経済的社会的変化を的確に捉え、中小企業の振興に関する施策を計画し、総合的に推進することとします。

第2項では、施策の策定及び実施にあたっては、必要な情報収集を行い、中小企業者等に対して的確な情報提供を行うこととします。また、中小企業関係団体等、大企業、教育機関等及び金融機関等との連携をコーディネートし、情報の獲得や設備の利活用を促進するための支援を行い、中小企業者が経営能力を高められるようにします。

第3項では、市が発注する工事等では、発注、調達等の対象を適正に分離し、又は分割すること等により、中小企業者の受注機会の増大に配慮することとします。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、基本理念に基づき、経済的社会的環境の変化に即応し、その事業の持続可能な成長と発展を図るため、主体的かつ積極的に経営基盤の強化及び経営の革新に努めるものとする。

2 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域づくりに積極的に取り組むとともに、環境との調和に配慮し、地域社会の維持及び発展に寄与するよう努めるものとする。

3 中小企業者は、中小企業者間並びに行政、中小企業関係団体等、金融機関等及び大学その他の研究機関との連携を図るよう努めるものとする。

4 中小企業者は、雇用機会の確保及び人材の育成を図るとともに、従業員が生きがいと働きがいを得ることができる労働環境の整備に努めるものとする。

5 中小企業者は、地域の将来を担う児童、生徒及び学生（第8条第1項において「学生等」という。）に対し、職業体験の機会を提供その他の活動により、勤労観及び職業観の育成に努めるものとする。

6 中小企業者は、市内の経済循環を促進するため、市内で生産、製造及び加工される製品並びに提供されるサービスの利用に努めるものとする。

7 中小企業者は、経営能力の向上を図るため、中小企業関係団体等へ積極的に加入するよう努めるものとする。

【解説】

第1項では、中小企業の振興においては、基本理念にあるとおり、まず、中小企業者の創意工夫及び自主的な努力が必要であり、中小企業の事業継続及び成長により、地域社会の維持及び発展が図られるため、経営の改善及び向上に努めることを定めます。

第2項では、中小企業者は、地域の経済・雇用を支え、市民生活の向上に重要な役割を果たしているという社会的責任の自覚と、地域社会への貢献に努めることとします。

第3項では、中小企業者は、中小企業全体の活性化を図るため、新たな技術、商品、サービスなどの研究開発における様々な団体等との連携に取り組むよう努めることとします。また、事業以外にもBCP（事業継続計画）を含む防災関連分野などで連携・協力することについても想定しています。

第4項では、中小企業者は、雇用機会確保、人材育成とともに、福利厚生の実施やワークライフバランス（仕事と生活の調和）など、働きやすい職場環境づくりに取り組むよう努めることとします。

第5項では、中小企業者は、児童、生徒及び学生に対する職場体験等を通じて、中小企業の活動など仕事内容や働くことの大切さを知ってもらうよう努め、地域で学び育った若者の地域企業への就職を促すこととします。

第6項では、中小企業者は、市内で生産された商品の購入やサービスの利用等を通じ、域内における経済循環を高め、地域の活性化に努めることとします。

第7項では、中小企業者は、経験やノウハウ等高度な専門性を持つ中小企業関係団体等へ積極的に加入することで、経営の安定、生産性の向上や革新等に努めることとします。

（中小企業関係団体等の役割）

第6条 中小企業関係団体等は、自らの専門性の高い知識を生かし、中小企業者の経営基盤の強化及び経営の革新並びに創業に対して、主体的かつ積極的に支援するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業関係団体等は、中小企業の振興に向けて、中小企業の意欲ある前向きな取組を後押しする身近な機関であることから、税務、会計、経営、マーケティングなど中小企業者が抱える様々な経営課題に対し、専門的な立場から中小企業の経営力の強化に協力するとともに、市が行う中小企業の振興のための施策に協力することとします。

（大企業者の役割）

第7条 大企業者は、中小企業の振興が市内経済の発展や地域づくりにおいて果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

大企業は、地域社会や中小企業に対して大きな影響力を有していることから、中小企業の振興に対して一定の役割を求めるものです。

また、大企業にとって中小企業は製品の製造及びサービス・販売等のために、なくてはならない存在であることへの理解や中小企業の育成及び発展への協力を求めるものです。

(教育機関等の役割)

第8条 教育機関等は、勤労観及び職業観の育成並びに地域の産業に関する学習その他の活動を通じて中小企業の事業活動による本市の発展への貢献について学生等に理解を促すとともに、中小企業者と連携して地域の将来を担う人材の育成に努めるものとする。

2 大学その他の研究機関は、研究開発及びその成果の普及における取組を通じて中小企業の成長発展に協力するとともに、中小企業者が行う新技術及び新商品の開発等に対する取組並びに人材の育成に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第1項では、教育機関等は、育成や研究開発といった活動を通じて、中小企業の成長発展に寄与するよう努めるとともに、その発展に寄与する人材の育成を目指すために、中小企業への理解促進に努めることとします。

第2項では、大学等は、中小企業と連携した新技術、新商品開発の取組等への協力を求めます。

(金融機関等の役割)

第9条 金融機関等は、円滑な資金の供給、経営相談その他の方法を通じて中小企業者が経営基盤の強化及び経営の革新並びに創業に取り組むことができるように支援するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業者が事業活動を行う上で、円滑な資金調達は不可欠なものであり、中小企業の発展を念頭において、経営基盤の強化及び経営の革新並びに創業への支援についてより一層の協力を求めます。

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、中小企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、市内で生産、製造及び加工される製品の購入並びに提供されるサービスの利用を通じて中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業は様々な商品・サービスの提供や技術の開発・継承のほか、将来を担う人材の育成など、地域経済の発展や市民生活の向上に重要な役割を果たしており、このことに対する一般の市民の理解が深まることで、本市経済の更なる発展につながるものと考えます。

また、中小企業はもとより市内で生産された商品の購入やサービスの利用等を通じ、地域内の経済循環を促進し、中小企業の育成及び発展への協力を求めるとともに、一緒にまちづくりに取り組んでいくことへの協力を促します。

（施策の基本方針）

第11条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を策定するものとする。

- (1) 経営の安定及び改善を促進すること。
- (2) 経済・社会情勢の変化に適応した支援を行うこと。
- (3) 生産性の向上及びサービスの効率化により事業の付加価値を高めること。
- (4) 人材の育成、確保及び定着並びに多様な人材が活躍できる雇用の創出を促進すること。
- (5) 円滑な資金調達を推進すること。
- (6) 産学官金の連携を推進すること。
- (7) 創業を促進すること。
- (8) 労働環境の改善を促進すること。
- (9) 円滑な事業承継を促進すること。
- (10) 中小企業の振興に資する情報発信を充実すること。
- (11) 地域資源の利活用による産業の活性化及び新産業創出を促進すること。
- (12) その他中小企業の振興に関し市長が必要と認めること。

【解説】

基本理念に基づき、市が取り組む中小企業の振興施策の基本的な方針を定めます。ここで定めた基本方針に基づき、経済的社会的な環境変化に対応しつつ、市が具体的な施策（上田市商工業振興プラン等）を策定し、実施します。

（意見の聴取等）

第12条 市は、中小企業の振興に関する施策の推進に当たっては、中小企業をはじめとする

関係者の意見を聴く機会を設け、施策の推進状況を検証するとともに、効果的な施策の実施に向けた検討を行い、公表するものとする。

【解説】

市が中小企業の振興に関する施策を推進するに当たり、中小企業への事業所訪問のほか、関係者の意見を幅広く聴く機会を設け、効果的に実施していくことを定めます。

また、条例に基づく上田市商工業振興プラン等の計画の策定や見直しに当たっては、関係者による検討委員会を設け、施策の推進状況の評価・検証を行うとともに、経済情勢や地域課題を的確に把握し、実効性のある施策を検討していきます。

検討委員会の構成及び施策の検証方法等については、別に定めます。

(財政上の措置)

第13条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

市の責務を果たすにあたって、「施策の基本方針」で掲げた事項を基本とする具体的な施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずることを明確にするものです。